

特別条件付保険特約条項 (無配当終身医療保険)

(平成22年12月21日制定)

第1条（特約条項の適用）

保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、普通保険約款のほか、この特約条項を適用します。

第2条（特別条件）

この特約により保険契約に付ける特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 特別保険料領収法

- (ア) 普通保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。
- (イ) 普通保険約款の規定によって普通保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- (ウ) 特別保険料に対する解約返還金はありません。

(2) 特定部位・指定疾病不担保法

- (ア) 別表1に定める身体部位または指定疾患のうち当会社が指定した部位に生じた疾患の治療または当会社が指定した疾患の治療を目的とする入院、手術または放射線治療については、当会社の定めた不担保期間中は、普通保険約款の規定にかかるらず、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、生活習慣病入院給付金、女性特定疾患入院給付金および入院一時給付金を支払いません。ただし、つぎの(a)から(c)までの入院、手術または放射線治療については、普通保険約款の規定を適用します。

- (ア) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（普通保険約款別表2）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (イ) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (ウ) 所定の感染症（別表2）の治療を目的とする入院、手術または放射線治療
- (イ) 被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして普通保険約款に定める疾病入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性特定疾患入院給付金および入院一時給付金の支払に関する規定を適用します。

別表1 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

身 体 部 位 ・ 指 定 疾 病 の 名 称	
2	耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
7	小腸
8	盲腸（虫様突起を含みます。）
9	大腸および直腸
10	肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左股関節部を除きます。）
32	右下肢（右股関節部を除きます。）
33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
34	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
35	皮膚（頭皮を含みます。）
36	食道
37	咽頭および喉頭（咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。）
38	鎖骨
39	異常妊娠および異常分娩
51	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
54	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部（口腔には口唇、口蓋を含みます。）
68	子宮、卵巢、卵管および子宮付属器

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものといいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

備考

異常妊娠および異常分娩

「異常妊娠および異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものといいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	O00～O08
妊娠、分娩および産じよ<<褥>における浮腫、たんぱく<<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じよ<<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99